

健感発0702第1号  
平成25年7月2日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（公印省略）

風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、特定の医療機関にワクチンの供給が偏ることのないよう、医療機関等への協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

貴職におかれては、下記の事項について、御了知いただくとともに、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種の実施主体である市区町村、医療機関等及び貴管内関係者に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いします。

なお、各関係者には別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めを行うこと。
  - （1）管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制づくり
  - （2）一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法

(3) 特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有

2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発注するよう努めること。
3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記1により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記1により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。

結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。

健感発0702第2号  
平成25年7月2日

公益社団法人日本医師会  
常任理事 小森 貴 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）

平素より、予防接種行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、特定の医療機関にワクチンの供給が偏ることのないよう、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただくようご協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

貴職におかれては、下記の事項について、御了知いただくとともに、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いいたします。

記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めを行うこと。
  - （1）管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制づくり
  - （2）一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法
  - （3）特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有

2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発注するよう努めること。
3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記1により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記1により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。

結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。

健感発0702第3号  
平成25年7月2日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）

平素より、予防接種行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、医療機関に必要な最低限の量の供給を随時行い、特定の医療機関にワクチンの供給が偏ることのないようにご協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

貴職におかれては、下記の事項について、御了知いただくとともに、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いいたします。

記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めを行うこと。
  - （1）管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制づくり
  - （2）一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法
  - （3）特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有

2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発注するよう努めること。
3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記1により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記1により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。

結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。

健感発0702第4号  
平成25年7月2日

一般社団法人 日本ワクチン産業協会理事長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）

平素より、予防接種行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、MRワクチン及び風しん単独ワクチンの予定前倒しの出荷及び増産に取り組んでいただくようご協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

貴職におかれては、下記の事項について、御了知いただくとともに、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いいたします。

記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めを行うこと。
  - （1）管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制づくり
  - （2）一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法
  - （3）特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有
2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発

注するよう努めること。

3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記 1 により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記 1 により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。  
結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。